第三節　指定試験機関

（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）

第三十四条　第八条第一項の規定は法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第一号ロの政令で定める罪について、第八条第二項の規定は法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第二号ロの政令で定める罪について、それぞれ準用する。

（認可主要株主等に関する技術的読替え）

第三十五条　法第百六十四条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第二項	認定設置運営事業者が第三十九条の免許	第百五十九条第一項に規定する指定試験機関になろうとする者（株式会社であるものに限る。）が同項の規定による指定
	免許の	指定の

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）

第三十六条　法第百六十五条第二項において準用する法第百十六条第二項第二号（法第百六十五条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第三十二条に規定する罪とする。

（特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え）

第三十七条　法第百六十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第二号（第百十七条第四項において準用する場合を含む。）	前条各号	第百六十五条第一項各号
	並びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イからヘまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう	をいう
第百二十条第二号	第三十九条の免許	第百五十九条第一項の規定による指定
第百二十三条	第百十四条、	第百六十五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する
	、第百十八条及び前二条	及び第百十八条

第六章　カジノ施設への入場等の制限

（入場制限の例外となる場合）

第三十八条　法第百七十三条の政令で定める場合は、第十条各号に掲げる場合とする。

（カジノ行為の制限の例外となる場合）

第三十九条　法第百七十四条第二項の政令で定める場合は、カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とする。

第七章　入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金

（入場料納入金等の納付）

第四十条　カジノ事業者は、次の各号に掲げる規定により当該各号に定める金銭を納付しようとするときは、納付書を添付しなければならない。

一　法第百七十九条第一項　入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金

二　法第百九十二条第一項　国庫納付金

三　法第百九十三条第一項　認定都道府県等納付金

（法第百七十九条第一項等の政令で定める日）

第四十一条　法第百七十九条第一項、第百九十二条第一項及び第百九十三条第一項の政令で定める日は、十五日とする。

（入場料納入金等の保管）

第四十二条　カジノ管理委員会は、カジノ事業者から入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付があったときは、これらを受け入れた後に、入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができる。

2　前項の規定は、カジノ事業者から国庫納付金又は認定都道府県等納付金の納付があったときについて準用する。

（認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の払込み）

第四十三条　国は、法第百七十九条第二項又は第百九十三条第三項の規定による払込みを行う場合には、これらの規定により払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な事項を認定都道府県等の長に通知するものとする。

（法第百八十三条第一項の政令で定める日）

第四十四条　法第百八十三条第一項の政令で定める日は、十五日とする。

（特別加算金）

第四十五条　法第百八十五条第一項の規定により加算金に代えて特別加算金を徴収する場合には、同条に基づき計算した特別加算金を徴収するものとする。

2　法第百八十五条第一項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額は、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とする。

（国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する準用）

第四十六条　前二条の規定は、法第百九十五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、第一章の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四十七　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第四条中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。